

株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング 手配旅行取引条件及び旅行条件

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」と、及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2. 手配旅行契約

(1)この旅行は、株式会社ジャパン・エア・トラベル・マーケティング ー(住所東京都港区愛宕1-1-10)観光長官登録旅行業題1796号(以下「当社」といいます)が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

(2)旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(3)旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。

(4)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたしました。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます)をお支払いいただきます。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金・取消料・違約料、その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。

(3)本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく旅行契約が成立いたします。

契約書面による特約をもって、申込金のお支払いを受けることなく、契約の締結のみにより手配旅行契約を締結する旨の書面を交付した場合、(書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAXおよびEメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります)

運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するもので、口頭による申込みを受け付けた場合、

(4)申込金は、お一人様につき5万円以上全額までとさせていただきます。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して7日以内に当社が確認できるようにお支払(ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日より当社が指定する期日までにお支払(ただし、格安航空券、PEX航空券、早期割引航空券、海外発航空券、ビジネス・ファーストクラス航空券など発券期限のある航空券や、航空会社の都合、鉄道チケット手配、観劇チケット手配、キャンペーンなど、別途期間がある場合は別途当社が指定する期日まで)に全額をお支払いいただきます。

(5)お申込み及び申込書への記入において氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

(6)当社は旅行契約を締結したときには、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容、ご旅行代金見積書、その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した書面を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについては健康アンケートを提出して頂く場合もございます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただく、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない旅行をお勧めするが、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。これらの場合、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

(7)その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

4. 申込条件

(1)お申込み時点で20才未満の方は、保護者の同意書が必要です。

(2)旅行開始時点で15才未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発までのご付添いや現地到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。

(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申込み時必ずお申しください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。医師の健康診断書を出していただく場合、旅行内容によっては健康アンケートを提出して頂く場合もございます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただく、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない旅行をお勧めするが、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。これらの場合、お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

(4)その他当社の業務上の都合によりお申込みをお断りする場合があります。

5. 旅行代金のお支払い

(1)旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金(変更料及び取消料を除きます)をいいます。

(2)旅行代金(旅行代金から申込金を差引いた残金)は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前までに、当社が指定した方法でお支払いいただきます。ただし、格安航空券、PEX航空券、早期割引航空券、海外発航空券、ビジネス・ファーストクラス航空券など発券期限のある航空券や、航空会社の都合、鉄道チケット手配、観劇チケット手配、キャンペーンなど、別途期限がある場合には別途当社が指定する期日まで全額をお支払いいただきます。

6. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

(1)航空券発券時に徴収となります空港諸税、空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージは旅行代金には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。

(2)日本円換算額は旅行契約の成立時点で確定し、それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。ただし、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には追加徴収、返金させていただきます。

(3)空港諸税・燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

7. 旅行代金の変更

(1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動は、旅行終了場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。

(2)お客様は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収めた金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算を行います。

8. 契約内容の変更

(1)お客様が、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約内容の変更を求めた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。

(2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配変更に関する費用(実費)は、お客様の負担とさせていただきます。

(3)上記変更に関する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社所定の変更料(変更手続料金)をお支払いいただきます。

変更手続料金

*ホテル宿泊機関、レンタカーの予約変更、現地交通機関(車、バス、船舶、鉄道等1手配につき)及びガイド変更、入場料・現地観光その他サービスの予約変更(1手配につき)・5,250円(現地に支払う実費は別、手配・発券から出発日迄、)出発日以降連絡が無い場合は100%

*航空券の変更(1名1件につき)

発券後から出発前日まで・弊社手数料5250円+実費
出発日当日(当社に連絡有り)・弊社手数料5250円+実費
出発日当日(当社に連絡無し)・該当航空券代金の100%

変更手続料金に関する注釈

*変更の連絡日は営業日・営業時間内のみ承ります。

*同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日、利用日、利用区間・機関が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。

*日本出発後の変更及び取り消しは、原則としてできません。

*査証申請後の変更は、実費、渡航手続代行代金は100%かかります。

*査証期限、空席・空室状況、その他の理由により変更ができない場合がございます。変更希望がある場合にはお早めにご連絡下さい。

*以下の変更は一旦取消した後、新規の契約として取扱い所定の取消料をいただきます。

*ご搭乗者の氏名(スペル)の変更あるいは訂正・ご依頼の変更後の旅行日程が、空席待ち等の事由により成約にならない場合

3回目の変更 出発日を60日以上先への変更 旅行目的地を海外から国内への変更

ホテル・レンタカー・鉄道に関する注釈

予約を伴わないクーポン・バス類の発行は無料です。但し、クーポン・バス類を取り寄せる場合の経費は別途申し受けます。(予約をともなう予約の変更、乗車券・クーポン・バス類の切替、発行は変更手続料金がかかります)(ホテルによりましては、早くから取消料がかかりますのでご注意ください)

鉄道・船舶チケット、等の発券後、購入後の変更・払戻はできません。

その他のサービスの注釈

購入後の入場券の変更・払戻はできません。

航空券の注釈

格安航空券、PEX航空券及び早期割引航空券、ビジネス・ファーストクラス航空券、海外発航空券など航空券の種類によっては上記規定とは異なります。別途書面にてご確認ください。

現地発着航空券は発券後の取消・払戻、未使用航空券の清算は現地が変更、払い戻しに応じ、未使用証明書を発行できた場合のみ例外として払い戻しに応じます。(払戻手数料 5,250円)

出発日とは最初の搭乗日をいいます。

航空券をお客様にお渡し後の変更は、通知日を含めた5日以内の営業日にご返却下さい。6日目以降のご返却は全額払い戻し不可になる場合がございます。

9. 契約の解除

(1)お客様による任意解除
お客様は、下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、契約解除のお申出をお受けできるのは、お客様がお申込みをされた当社営業所の営業時間内に限らせていただきます。(お申し出日により取消料の額に差が生じることもあります。お申込み営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でご確認ください)

お客様が既に提供を受けた旅行サービスへの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

当社所定の取消料金(取消手続料)

当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

(2)お客様が責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日まで旅行代金をお支払いされなかったときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用

当社所定の取消料金(取消手続料)

当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

(3)当社の責に帰すべき事由による解除
当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。

この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。但し、本項の規定はお客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

取消手続料(日本出発前)

*ホテル宿泊機関、レンタカーの予約変更、現地交通機関(車、バス、船舶、鉄道等1手配につき)及びガイド変更、入場料・現地観光その他サービスの予約変更(1手配につき)・5,250円(現地に支払う実費は別、手配・発券から出発日迄、)出発日以降連絡が無い場合は100%

*航空券の取消(1名1件につき)

発券後から出発前日まで・弊社手数料5250円+実費
出発日当日(当社に連絡有り)・弊社手数料5250円+実費
出発日当日(当社に連絡無し)・該当航空券代金の100%

*ご変更後の取消しは、以前の契約と比べ、取消料の高額な方を申し受けます。

取消料の上限は、旅行代金の100%までとさせていただきます。

取消料の算定は、全て出発日が基準となります。帰路便のみの取消しも同様となります。

取消手続料に関する注釈

*変更の連絡日は営業日・営業時間内のみ承ります。

*同一の手配を同時に行う場合は複数名でも「1手配」と数えます。手配日、利用日、利用区間・機関が異なる場合はそれぞれ「1手配」と数えます。

*日本出発後の取り消しは、原則としてできません。

*査証申請後の取り消しは、実費、渡航手続代行代金は100%かかります。

*変更後の取消しは以前の契約と比べ取消料の高額な方を申し受けます。

*取消手続料の上限は、旅行代金の100%までとさせていただきます。

*取消手続料の算定は、全て出発日が基準となります。帰路便のみの取消しも同様となります。

ホテル・レンタカー・鉄道の注釈

鉄道チケット、船舶チケットの発券後、購入後の変更・払戻はできません。

その他のサービスの注釈

購入後の入場券の変更・払戻はできません。

航空券の注釈

格安航空券、PEX航空券及び早期割引航空券、ビジネス・ファーストクラス航空券、海外発航空券など航空券の種類によっては上記規定とは異なります。別途書面にてご確認ください。

現地発着航空券は発券後の取消・払戻、未使用航空券の清算は現地が変更、払い戻しに応じ、未使用証明書を発行できた場合のみ例外として払い戻しに応じます。(払戻手数料 5,250円)

出発日とは最初の搭乗日をいいます。

航空券をお客様にお渡し後の変更は、通知日を含めた5日以内の営業日にご返却下さい。6日目以降のご返却は全額払い戻し不可になる場合がございます。

10. 団体・グループ契約

(1)当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任の代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。

(2)当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取扱い、当該契約責任者との間で行います。

(3)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。

(4)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(5)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6)当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じます。変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

(7)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗員サービス料金を申し受けたうえで、添乗員サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

11. 当社の責任

(1)当社の責任は、第二項(2)のてに記載した手配行為に限定されます。

(2)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り)ます。

(3)手荷物について生じた本項(2)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。尚、現金、貴重品、重要書類、撮影済フィルム、その他壊れ物などについては賠償の責を負いません。

(4)免責事項

お客様が次に例示するような当社または手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合にのみましては、当社は原則としてその損害を賠償する本項(1)の責任はおりません。

天災地変、動乱、暴動、ストライキ等によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

運送・宿泊期期間等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

運送機関の運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮。

官公署の命令、外交区の出入国規制、伝染病による隔離によって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、又は搭乗を拒否された場合

お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時間の確認を怠ったため、予約を取消され、航空券が無効になった場合

お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合、

お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合、

旅券(パスポート)の残存有効期限の不足及び査証(ビザ)の不備の為、日本及び各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合

パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違っている場合

お客様のご都合にてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合、

12. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

13. お客様が出発までに実施する事項

(1) ご旅行に要する旅券及び残存有効期限の確認・査証及び査証欄余白頁の確認、再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部又は全部の代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。なお、当社ら以外の旅行者に渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。

(2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(3) 渡航先(国又は地域)によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>にてご確認ください。

14. 個人情報保護方針

旅行申込書、資料請求、旅行お見積もり、イベントのお申し込みなどでお願いしたお客様の個人情報(氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、パスポート番号、メール・アドレス、住所、勤務先等)の利用に関し、当社は適法な利用目的の範囲内において、業務の遂行上必要な場合に限り利用いたします。当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。当社は、取り扱う全ての個人情報について、正確性を保ち、安全に管理するとともに、不正アクセス、紛失、破壊、漏洩等のリスクに対する適切な対策を講じます。

(1) 資料請求、旅行お見積もり、イベントのお申込みなどにお伺いしたお客様の個人情報について、当社は、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。その他当社では、旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内 アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い 統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 旅行契約、契約手続き等をお申込み頂いた場合、当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。その他当社では、旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内 アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い 統計資料の作成等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込み頂いた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配の為に、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し必要な範囲内で提供させていただきます。査証取得手続きの為に、大使館などの機関に対し提供させていただきます。

(3) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。お客様ご本人から事前に同意がある場合、

旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先、大使館などの機関に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合、 法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合、

15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は旅行契約締結年月日の時点において有効なものとして公表されている料金、航空運賃・適用規則を基準としています。

ご旅行代金の支払い、返金に関するご注意

当社では、ご旅行代金の支払い(申込金を含む)及び、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。尚、指定の銀行口座へのご旅行代金の振り込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。

航空会社のマイレージについて

航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で航空会社へ行っていただきます。またマイレージに関しての責任は当社では負いかねますのでご了承ください。

手配旅行約款について

この旅行条件書にない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)に

よります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求下さい。当社旅行業約款は当社ホームページ(<http://www.rtb.co.jp>)からもご覧いただけます。

総合旅行業務取扱管理者に関して

本社 滝澤さおり 高瀬由美
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、取扱管理者にお問い合わせ下さい。

海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。当社はAIU保険会社の代理店となっておりますので、当社へご請求下さい。海外旅行保険に申しましての詳細やご加入は、当社ホームページ(<http://www.rtb.co.jp>)をご覧ください。

その他

(1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等で確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。

ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

ご注意

(1) 旅券(パスポート)の残存有効期間・無査証滞在要件等は国によって異なります。お客様ご自身でご確認ください。パスポートの残存有効期間不足や査証の不備等で搭乗・出入国が拒否される場合がありますので、ご注意ください。

(2) 接続便(ON-TO)については接続時間を確認のうえ手配していても遅延、及び入国審査、手荷物などの混雑状況により現地乗継ぎができない場合もありますので、ご旅行に際してはできる限り余裕をもったスケジュールをお立てください。

(3) 海外から当社へのお電話は必ずパーソナルコール(指名電話)でお願いいたします。コレクトコールはお受け致しませんのでご了承ください。当社の責と認められる場合には帰国後通話料金をお支払いいたします。

(4) 格安航空券の基本的利用条件として、飛行ルートの変更・払戻し・他航空会社への乗換えができない(指定された航空会社しか利用できない)、途中降機(ストップオーバー)の制限等の制約がございます。